

# 「旅行業法令・約款」改正について

～平成17年4月1日からの新制度の円滑な施行に向けて～

平成17年1月

国土交通省総合政策局旅行振興課

# 目 次

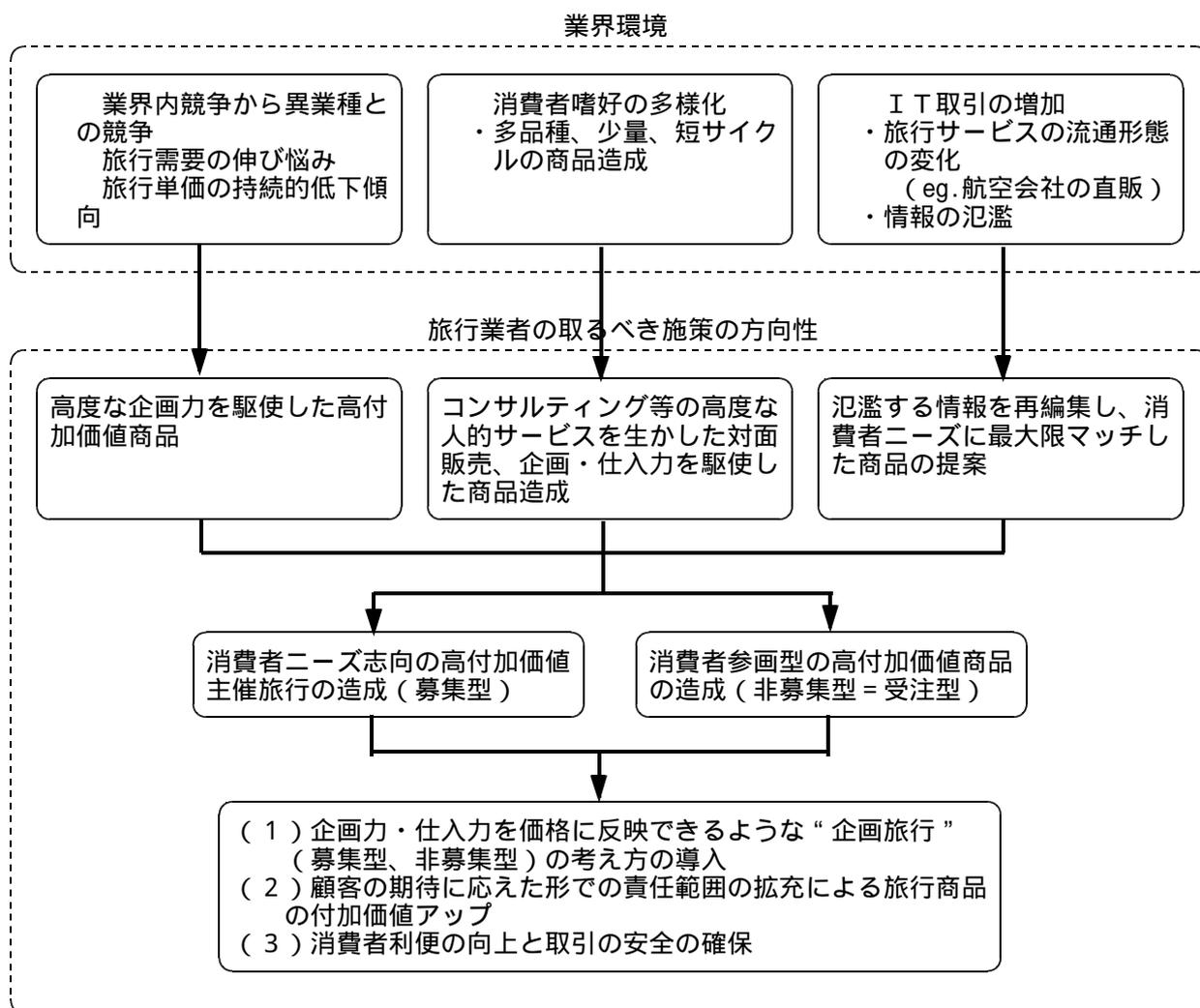
## I . 今回の旅行業法令・約款改正のキーポイント

### II . 個別改正事項

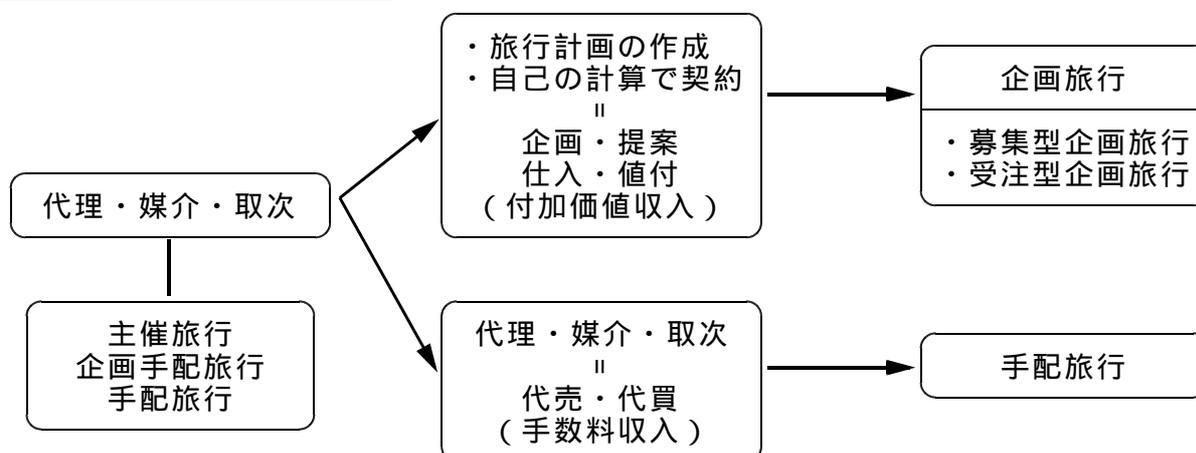
- 1 . 企画旅行と手配旅行
- 2 . 新たな旅行契約区分と業務範囲
- 3 . 企画旅行に係る補償制度の拡充
- 4 . 旅行業務取扱管理者制度の見直し
- 5 . 旅程管理主任者制度の見直し
- 6 . 広告規制、取引条件説明等の強化
- 7 . 旅行業者等の業務の適正な運営の確保
- 8 . 営業保証金制度及び弁済業務保証金制度の見直し
- 9 . 罰則の強化
- 10 . 取引準則の見直し
- 11 . 経過措置

# I . 今回の旅行業法令・約款改正のキーポイント

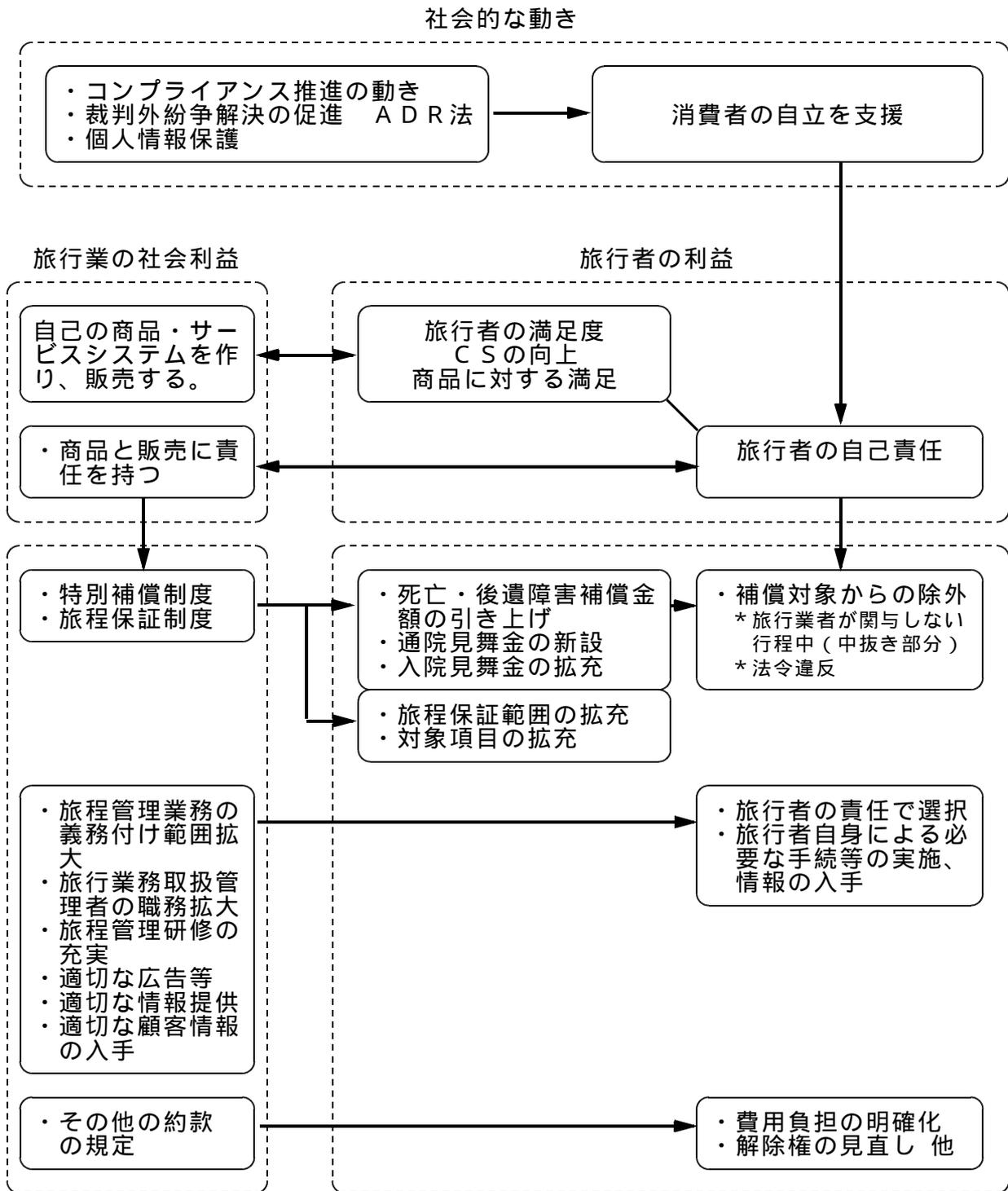
## 1 . 今回の旅行業法改正の考え方



## 2 . 旅行業の定義の見直し



### 3. 旅行会社の責任と旅行者の責任の強化・明確化



## ⅠⅠ．個別改正事項

### 1．企画旅行と手配旅行

今回の旅行業法改正により、旅行契約の形態が、従前の「主催旅行契約」と「手配旅行契約」の区分から「企画旅行契約」と「手配旅行契約」の区分へと変更。

「企画旅行契約」は、その企画性、包括料金性、旅行業者の責任等の点で、従前の「主催旅行契約」と「オーダーメイド型旅行契約（これまでの標準旅行業約款上の位置づけは「包括料金特約付企画手配旅行契約」）」を統一概念で括ったもので、募集性の有無により、標準旅行業約款中の「主催旅行契約の部」を「募集型企画旅行契約の部」に名称変更するとともに、オーダーメイド型旅行契約に対応するものとして「受注型企画旅行契約の部」を創設。

他方、「手配旅行契約」は、従来からの代理・媒介・取次概念で整理される純然たる代理契約。そのため、言うまでもなく、旅行者から収受できる旅行代金は、手配に伴い運送・宿泊機関等に対して支払う実費と所定の旅行業務取扱料金（代理手数料）に限定。このような考え方に対応するものとなるように、「手配旅行契約の部」の内容を見直し。

#### （1）企画旅行に関する規定

（イ）旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により、作成する。

（旅行に関する計画の要素）

- a 目的地及び日程
- b 旅行者提供を受けることが出来る運送又は宿泊のサービスの内容
- c 旅行者を支払うべき対価に関する事項

（ロ）必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において締結する。

#### （2）募集型企画旅行と受注型企画旅行

募集型企画旅行契約 - 旅行業者が、旅行者の募集のためにあらかじめ旅行の計画を作成するもの（従来の「主催旅行」に相当）

受注型企画旅行契約 - 旅行業者が、旅行者からの依頼により旅行の計画を作成するもの（従来の「包括料金特約付き企画手配旅行」に相当）

#### （3）手配旅行契約に関する定義を新たに規定

イ．従来の「代理・媒介・取次」を「手配旅行契約」に係る行為と規定。

ロ．一般の「委任」にかかる民法上の規定を厳格に適用。

#### （4）旅程管理業務の義務付け範囲を拡大

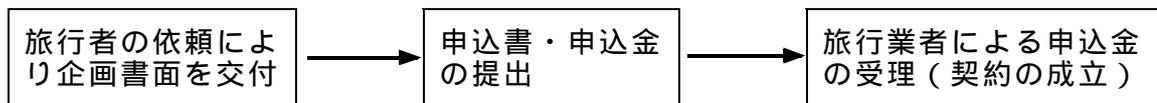
旅行業者が旅程管理業務を講じるべき旅行の範囲を、従来の「主催旅行」から、従来の「包括料金特約付き企画手配旅行」を含む「企画旅行」全体に拡大。

( 5 ) 受注型企画旅行契約に係る取引準則の整備

受注型企画旅行契約について、標準旅行業約款において以下のとおり取引準則を整備する。

イ . 「申込み」～「契約の成立」の手続き・手順

従前の包括料金特約付け企画手配旅行契約においては、契約の成立後に交付することとしていた企画書面を、旅行者が企画依頼をより一層し易くする等のため、契約の申し込み前に交付することとし、旅行者は、当該企画書面に記載された旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を受諾した上で、契約の申し込み手続きに移行することとする。



ロ . 契約書面における企画料金の明示

旅行者は、企画書面において企画料金の金額を明示した場合には、契約書面においても当該金額を明示することとする。

ハ . 旅行者側の申出に基づく契約内容の変更

受注型企画旅行契約については、そのオーダーメイド性にかんがみ、募集型企画旅行契約においては認められていない、旅行者側の申出に基づく契約内容の変更について規定する。

ニ . 受注型企画旅行契約の解除の際における企画料金の收受

企画書面及び契約書面に「企画料金」の金額を明示したときは、旅行開始日の前日から起算して30日目（国内旅行の場合は20日目、日帰り旅行の場合は10日目等）より前であっても、当該「企画料金」に相当する金額の取消料を收受できることとする。

ホ . 契約成立の特則

受注型企画旅行契約においては、不特定多数の旅行者を対象とする募集型企画旅行契約の場合と異なり、団体・グループによる大口の申し込みが数多く想定され、かつ、当該団体・グループの契約責任者との信頼関係が生じることも多いこと等から、団体・グループ契約の場合における契約成立の特則として、申込金の支払いを受けなくても契約の締結を承諾することがある旨明示する。

## 2. 新たな旅行契約の区分と業務範囲

### (1) 新たな旅行契約の区分

現 行		新 制 度	
契約区分	責 任	契約区分	責 任
主催旅行契約	・ 旅程管理責任 ・ 旅程保証責任 ・ 特別補償責任	募集型企画旅行契約	・ 旅程管理責任 ・ 旅程保証責任 ・ 特別補償責任 (携帯品を含む)
企画手配旅行契約 (包括料金)	・ 特別補償責任 (携帯品を除く)	受注型企画旅行契約	
企画手配旅行契約 (包括料金以外)	/	手配旅行契約 + 旅行相談契約	/
手配旅行契約		手配旅行契約	
渡航手続代行契約		渡航手続代行契約	
旅行相談契約		旅行相談契約	

### (2) 受注型企画旅行の旅程管理

受注型企画旅行についても、改正後は旅程管理責任が課されることから、添乗員に旅程管理業務を行わせる場合には、その主任の者には資格者を充てる必要。

### (3) 契約区分と業務範囲

旅行契約と取扱い方の区分		旅行業の業務範囲等			
		第1種	第2種	第3種	旅行者代理業
企画旅行契約	海外募集型企画旅行契約		×	×	注 第1種の代理業
	国内募集型企画旅行契約			×	注 第1・2種の代理業
	受注型企画旅行契約				注 第1～3種の代理業
手配旅行契約					注
旅行相談契約					×
渡航手続代行契約					注
他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結					注
他社実施の受注型企画旅行契約の代理締結		×	×	×	×
他社の手配旅行契約の代理締結		×	×	×	×
営業保証金(最低額)		700万円	1100万円	300万円	-
旅行業務取扱管理者		営業所における国内、海外の業務範囲に応じて国内又は総合の管理者を選任			

注：所属旅行会社の代理人として業務を行う。

### 3. 企画旅行に係る補償制度の拡充

#### (1) 特別補償制度の拡充

##### イ. 身体損害にかかる特別補償の拡充

##### (イ) 「死亡・後遺障害補償金」の額の引き上げ

国内旅行 1500万円(現行 1000万円 + 500万円)

海外旅行 2500万円(現行 2000万円 + 500万円)

##### (ロ) 「通院見舞金」の新設及び「入院見舞金」の改定

##### 入・通院見舞金の支払額

期間・日数	通院見舞金(新設)		入院見舞金(改定)	
	国内	海外	国内	海外
7日未満	1万円	2万円	2万円	4万円
7日以上90日未満	2.5万円	5万円	5万円	10万円
90日以上180日未満	5万円	10万円	10万円	20万円
180日以上			20万円	40万円

##### 通院見舞金の主な支払条件

- a. 3日以上医師治療のための通院で、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限る。
- b. 通院しなくても、医師の指示によりギプス等を常時装着し、平常の業務や生活に著しい支障があると認められる場合はその日数を通院日数に含める。
- c. 平常の業務や生活に支障がない程度に障害が治った以降の通院には、通院見舞金を支払わない。
- d. 旅行者一人について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払う場合には、その合計額を支払う。

##### 入院見舞金、通院見舞金の支払事由が重なった場合の取扱い

旅行者一名について入院日数及び通院日数がそれぞれ一日以上となったときは、入院見舞金、又は通院日数(入院期間中のものを除く。)に入院日数を加えた合計日数に対する通院見舞金、のいずれか金額の大きいもの(同額の場合は、入院見舞金)を支払う。

##### ロ. 「免責」の見直し

##### (イ) 身体損害にかかる免責

故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故については、免責とする。

##### (ロ) 携行品に係る免責項目

記録媒体に記録された稿本等は免責とする。(記録媒体自体は補償対象)

#### 八．いわゆる「企画旅行参加中」の定義の見直し

旅行日程中、旅行業者の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日が定められている場合は、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対し特別補償規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明らかにした場合、当該日(いわゆる「中抜き」部分)は「企画旅行参加中」とはされないこととする。

#### (2) 旅程保証制度の拡充

##### イ．変更の基準となる日程を記載した書面

これまでは「契約書面の記載内容」からの変更が要件となっていたが、これを「契約書面の記載内容 確定書面の記載内容」、「確定書面の記載内容 実際に提供されたサービス」の双方を支払対象とする。

##### ロ．「保証対象」の拡充

###### a．旅行開始地空港・旅行終了地空港の異なる便への変更

本邦内の旅行開始地空港・旅行終了地空港の異なる便への変更を支払対象として追加する。

###### b．国際航空路線における直行便から乗継便又は経由便への変更

本邦内と本邦外との間における直行便から乗継便又は経由便への変更を支払対象として追加する。

###### c．宿泊機関の条件の変更

契約書面に記載した宿泊施設の条件のうち、禁煙、レディ - スフロア等、種類、設備又は景観以外の条件の変更も支払対象とするため「その他客室の条件」を追加することとする。

###### d．運送機関の等級又は設備等の変更

契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の低いものへの変更及び運送機関の種類又は会社名の変更について、運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱う旨明記する。

###### e．運送機関会社名の変更

等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には支払対象としない旨明記する。

## 4. 旅行業務取扱管理者制度の見直し

### (1) 名称の変更

旅行業務取扱主任者	旅行業務取扱管理者 (総合旅行業務取扱管理者) (国内旅行業務取扱管理者)
-----------	---

### (2) 旅行業務取扱管理者の職務範囲の拡大

旅行業務取扱管理者が営業所において管理・監督しなければならない事項について、従来の取引条件の説明、契約書面の交付、広告の実施及び旅行に関する苦情の処理に関する事項に加えて、旅行の企画造成及び旅程管理業務に関する事項等を追加（下線部追加事項）。

< 改正後の職務範囲 >

- 旅行に関する計画の作成に関する事項
- 旅行業務の取扱い料金の掲示に関する事項
- 旅行業約款の掲示及び備置きに関する事項
- 取引条件の説明に関する事項
- 契約書面の交付に関する事項
- 企画旅行の広告に関する事項
- 運送等サービスの確実な提供等企画旅行の円滑な実施に関する事項
- 旅行に関する苦情の処理に関する事項
- 契約締結の年月日、契約の相手方その他の契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項

### (3) 職務に関する知識等の向上を図る努力義務

旅行者等は、旅行業務取扱管理者について、旅行業協会が実施する研修を受けさせること等により、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るよう努めなければならないこととする。

### (4) 試験の名称の変更

一般旅行業務取扱主任者試験	総合旅行業務取扱管理者試験
国内旅行業務取扱主任者試験	国内旅行業務取扱管理者試験

なお、試験の内容は、基本的に現行どおりとする。

## 5 . 旅程管理主任者制度の見直し

### ( 1 ) 旅程管理研修の実施機関の見直し

旅程管理研修の実施機関を定める制度について、実施機関の新規参入及び競争を促すことを通じ、旅程管理研修の質を向上させるため、国による指定制度を改めて国による登録制度とする。なお、過当競争等による研修の質の悪化を防止するため、登録について3年ごとの更新制をとるとともに、研修の実施基準を省令において明示し、これによらないものに対する改善命令等を整備する。

### ( 2 ) 旅程管理業務に関する実務経験に係る基準の見直し

いわゆる旅程管理主任者となるために必要な旅程管理業務に関する実務経験について、研修修了時との近接性を確保する観点から、「研修修了日の前後1年以内に1回以上又は研修終了日の後5年以内に3回以上」から、「研修修了日の前後1年以内に1回以上又は研修終了日の後3年以内に2回以上」と改める。

## 6. 広告規制、取引条件説明の強化

### (1) 募集広告の適正化

企画旅行への参加者の募集のため広告を行う際には、これまでの主催旅行の場合と同様、旅行業者の名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービスの内容、対価、旅程管理業務を行う者の同行の有無、最少催行人数等を表示。

一方、旅行の種類を問わず、誇大広告をしてはならない事項として、テロやSARSの発生等を受けて高まる旅行者の安全・衛生への関心を踏まえ、これまでの旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項等に加えて、

旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項、

感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項

を追加。

このほか、これまでの旅行業者等の資力又は信用に関する事項に加えて、「業務の範囲」に関する事項を追加。これにより、受注型企画旅行しか取り扱えない旅行業者が、あたかも募集型企画旅行を取り扱えるように誤認を与えるような広告を行うことを禁止。具体的な解釈指針については、通達を発出予定。

### (2) 取引条件説明事項等の見直し

旅行参加条件の多様化、複雑化、テロやSARSの発生等を受けて高まる旅行者の安全・衛生への関心を踏まえ、

旅行に参加する資格を定めている場合は、その旨と資格

旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合、その旨と情報

を追加。こちらも、具体的な解釈指針について通達を発出予定。

## 7. 旅行業者等の業務の適正な運営の確保

### (1) 新たな禁止行為

改正法により、旅行業者等又はその従業者が、その取り扱う旅行業務に関連して、旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させる行為を行うことを禁止。

これを受け、省令上、旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けるとこと又は特定の物品を購入することを強要する行為を規定。

### (2) 旅行業者代理業の適正な運営の確保

旅行業者代理業者を「旅行業者」であると誤認させ又は所属旅行業者を誤認させるような表示、広告等を禁止。

都道府県知事が、このような誤認をさせないようにするための措置を取るべきことを命ずることができることとする。

所属旅行業者は、原則として、旅行業者代理業者が旅行業務につき旅行者に加えた損害を賠償する責めに任ずることとする。そのため、所属旅行業者においては、常日頃より、旅行業者代理業者の業務が適正に行われているかについて、監督する必要がある。

## 8. 営業保証金制度及び弁済業務保証金制度の見直し

### (1) 弁済対象の限定

運送・宿泊機関等については、取引を行う際の信用に係るリスクは、通常の商取引の範囲内で対応することが適切であり、旅行者保護をより一層充実するため、営業保証金及び弁済業務保証金による弁済の対象を旅行者のみに限定。

### (2) 第三種旅行業の営業保証金（弁済業務保証金分担金）の引き上げ

旅行者への営業保証金（弁済業務保証金）の還付実績の低い部分について、営業保証金（弁済業務保証金分担金）の額を引き上げ。

[取引額2億円未満の業者]

	現 行	改 正
営業保証金	250万円	300万円(+50万円)
(弁済業務保証金分担金	50万円	60万円(+10万円))

## 9. 罰則の強化

旅行業務の取引準則違反を中心に、旅行業法上の規定に違反する行為について、その重大性にかんがみ、罰則を強化。罰金額を20万円から30万円に引き上げ。

## 10 . 取引準則の見直し

### ( 1 ) 参加に際し特別な配慮を要する旅行者の契約申し込み

参加に際し特別な配慮を要する旅行者の参加のために要した費用の負担について、旅行業者と旅行者との間でトラブルが発生していることにかんがみ、旅行者側の負担となることを明記。

### ( 2 ) 不可抗力発生時の旅行業者・旅行者の解除権

天災地変等の不可抗力により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能または不可能となるおそれの大きいときに、解除権が生じるか否かの判断を巡って、旅行業者と旅行者の間で解釈上のトラブルが発生しているため、「不可抗力事由が生じた場合」と明記。

### ( 3 ) その他の旅行業者の解除権

合理的な範囲を超える負担を求める旅行者（旅行開始前）

旅行者が旅行業者に対し、当該旅行者のみを厚遇するよう迫る等、合理的な範囲を越える負担を求めるケースが発生しているが、このような場合には旅行の円滑な実施が困難となることから、旅行業者が旅行開始前に契約を解除できることを明記。

特別な配慮を要する旅行者（旅行開始前・開始後）

旅行への参加に当たり介助者の同行が必要と認められる旅行者が、介助者の同行なしに旅行に参加するケースが発生しているが、このような場合には、旅行の安全かつ円滑な実施が困難となることから、旅行業者が旅行開始前又は旅行開始後に契約を解除できることを明記。

添乗員等の指示への違背、暴行・脅迫を行う旅行者（旅行開始後）

旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等による指示に違背したり、添乗員や他の旅行者等に対して暴行・脅迫を行ったりして団体行動の規律を乱すケースが発生しているが、このような場合には旅行の安全かつ円滑な実施が困難となることから、旅行業者が旅行開始後に契約を解除できることを明記。

### ( 4 ) 旅行契約の変更・解除の際に必要な費用負担の明確化

これまで、旅行契約の変更、旅行開始後の旅行業者・旅行者による解除の際（旅行業者の責に帰すべき事由によるものでない場合に限る。）に、旅行業者が旅行サービス提供者に対し支払うべき取消料、違約料等の費用負担については、実務上、旅行者側の負担とされてきていたが、これを標準旅行業約款上も明確化。

### ( 5 ) 通信契約の場合における旅行代金の払戻し日の明確化

通信契約を行った旅行者に旅行代金を払い戻す場合、旅行開始前の払戻しについては、解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の払い戻しについては、契約書面に

記載した旅行終了後の翌日から起算して30日以内に払い戻すべき額を通知する旨を明記。

(6) 団体・グループ手配の際の契約責任者

家族の旅行を代表者が申し込む場合や招待旅行等における取引の責任者を明確にするため、現行の手配旅行契約の契約責任者に倣い、同様の規定を整備。

(7) 保護措置の実施

旅行中の旅行者が、疾病、傷害等によって保護を要する状態にあると認められた場合には、当該旅行者の生命・身体の安全確保のため、旅行業者が必要な措置をとる旨を明確化。併せて、その際の費用負担を巡るトラブルを防止するため、当該費用は旅行者側が負担することを明記。

(8) 旅行業者の免責

旅行業者の故意・過失なく、天災地変等、旅行業者等の関与し得ない事由により旅行者が損害を被ったときは、旅行業者は免責になる旨を明記。

(9) 旅行者の責任の明確化

契約内容についての適切な理解

消費者契約法の趣旨を取り入れ、旅行者は、旅行業者から提供された情報を活用して、旅行者の権利義務等、契約内容について理解するよう努めるべき旨を追記。

旅行サービスが適切に提供されない場合の旅行業者等への迅速な通知

旅行サービスが契約書面どおりに適切に提供されていないことを認識した場合には、旅行業者によるトラブルへの迅速な対応を可能ならしめる観点から、旅行者は速やかに旅行業者等に申し出るべき旨を追記。

## 1.1. 経過措置（主なもの）

- (1) 新制度の施行は、平成17年4月1日。  
約款事項を含む契約関係の準則は、平成17年4月1日以降の契約分から適用。
- (2) 新法施行前に契約した包括料金特約付き企画手配旅行には旅程管理業務を行うことを要しない。
- (3) 旅行業務取扱主任者試験の合格者は、旅行業務取扱管理者試験の合格者とみなす。
- (4) 旧規則に定める要件を満たした旅程管理主任者の実務経験は、新規則に定める要件を満たしたものとみなす。
- (5) 新法施行前に請求又は申出のあった旅行者以外の者の債権については、新法施行後も弁済の対象とする。
- (6) 営業保証金及び弁済業務保証金分担金の額が引き上げられた第3種旅行者は、平成17年6月30日までに、不足分を供託し、又は旅行業協会に納付しなければならない（弁済業務保証金分担金については旅行業協会と調整中）。

## 施行までのスケジュール

2004年

- 6月 2日 「旅行業法の一部を改正する法律」法律公布
- 10月29日 「旅行業施行令の一部を改正する政令」等公布
- 12月13日 「旅行業法施行規則の一部を改正する省令」等公布
- 12月16日 「標準旅行業約款」告示

2005年(予定)

- 1月中 旅程管理研修機関の関連事項について告示  
主要通達発出
- 1月～2月 旅行業法等改正説明会
- 1月～3月 施行のための諸準備
- 4月 1日 新制度施行